

里親だより

第93号

掲載内容

特集 子どもの「受診券」を考える * p.2 ~
 研究論文から「里親経験のない人たちの里親観」 * p.6 ~
 市町村に養育相談のできる里親担当窓口を
 埼玉県志木市の取り組み * p.8 ~
 社会的養護で育った子どもたちの声 * p.10 ~
 私の養育体験 豊田なお子さん * p.12 ~

里親支援機関を訪ねて 札幌市里親会 * p.14 ~
 里親ビギナーズQ&A * p.17
 おすすめの本「子どもの村福岡」が出した2冊 * p.18
 おすすめの映画「隣る人」「オレンジと太陽」 * p.19
 全国里親会の動き * p.20 ~
 ブロック研修大会の報告 * p.22 ~

トピックス (平成24年5月~7月)

■全国里親会の平成23年度事業報告

5月18日の理事会および評議員会で、平成23年度の事業報告と決算報告が審議され了承されました。詳細は全国里親会ホームページにアップしておりますのでご参照ください。

■星野崇氏が新会長に

評議員の一部から辞任の申し出があり、5月8日に評議員選定委員会が開催され、後任の評議員が選任されました。5月18日の評議員会において、任期満了に伴う理事、監事が選任されました。また、6月4日の理事会で本会の代表理事（会長）と副会長が選任されました。

理事構成、評議員構成、新会長のごあいさつ、廣瀬前会長のごあいさつを20~21ページにご紹介しておりますのでご参照ください。

■こども救援基金に高額寄付

東日本大震災の「こども救援基金」には、6月29日現在、総額5326万1222円が寄せられており、これまでに、実親に代わって孤児を養育している家庭への支度金、被災里親家庭見舞金、進学・就職支度金などに5215万2610円を支出しております（詳しくは全国里親会ホームページをご参照ください）。

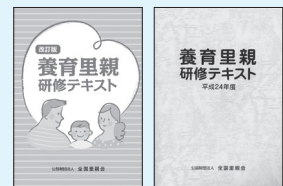
昨年は個人、企業からの高額寄付が相次ぎましたが、6月



7日に東京ライオンズクラブ様から110万円を、被災して親を失った子どもたちの進学のために役立ててほしいと寄付をいただきました。

■『改訂版 養育里親研修テキスト』を発行

「里親委託ガイドライン 改訂版」や「里親及びファミリーホーム養育指針」などが国から通知されていますが、これらを収録した『改訂版 養育里親研修テキスト』、『養育里親研修テキスト平成24年度版』を、全国里親会が3月末に発行し、各里親会などに配布しました。



■各ブロック研修大会が逐次開催中

中国ブロックの大会を皮切りに、東海・北陸ブロック、関東ブロック、近畿ブロックの大会がすでに開催されました。これらについては本紙22~24ページで報告しています。

■里子暴行死に判決

東京都杉並区の自宅で2010年8月に、里子として育てていた当時3歳の女の子を暴行して死なせたとして傷害致死罪に問われていた女性に対し、7月13日に東京地方裁判所は懲役9年の判決を言い渡しました。被告は「暴力は振るっていない」と現在でも無罪を主張しており、この判決にも控訴するとのこと。

あまりにも無念な事件で、行方を見守ると同時に2度とこのような事件が起こらないようにしたいものです。

子どもの「受診券」 を考える

里親に子どもが委託されたら、児童相談所から受診券（医療券）が発行されます。

私は2003年から里親家庭の取材を始めましたが、当時から受診券に関する不満をよく聞きました。「病院や診療所の事務職員が受診券を知らない」「診療を拒否された」などです。国民健康保険証などはカード式に変わっているのに、受診券は旧来のままであることへの不満も耳にします。

そこで今回は、知っているようで知らなかった受診券について、いろいろ調べてみました。なお、取材には多くの方々にご協力をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

（村田和木／ライター）

体験談あれこれ

受診券は、児童相談所という公的機関から発行される公的な書類です。しかし、社会的養護が広く認知されていないためか、使えるはずなのに使いにくい現状があるようです。

困った体験をした方々の声を集めました。

- ある病院に子どもを連れていったとき、受診券の簡単な説明だけして診察を受けました。数ヵ月後に再び行ったとき、「診療報酬の請求で問題はありますか？」と聞いたら、「よくわからなかったので、請求しませんでした」と言われ、びっくりしました。お詫びして、改めて児童相談所の電話番号を書いた紙を渡しました。
- 病院の受付で受診券を示すと、初診のときはいつも戸惑われ、説明を求められます。おそらく事務処理の仕方に不慣れなのでしょう。衆人監視のもと、詰問されて押し問答になることもときどきありました。大規模な総合病院でもそうです。もう慣れっこになり、腹も立たなくなりました（笑）。
- 小学生の男の子がわが家に来てすぐ、高熱を出しました。近所の医院に連れて行って受診券を見せると、診療を拒否されたのです。抗議したら、受付の人と言い合いになってしまい、熱で赤い顔をした子どもが私の袖をつかんで、「もういいよ。うちに帰ろう」と言いました。思い出すと、いまでも悔しくてなりません。
- うちに来た子どもは、ゆうちょ銀行の口座を持っています。通帳の住所をわが家に変更するため、受診券を見せたら、窓口の人に「受診券は身分証

明書として認められません」と言われました。でも、子どもにとっては身分を証明する唯一の書類が受診券なのです。この件に関しては、後日、住民票を提出することで決着しましたが、差別的な扱いをされたという気分はいまだに残っています。

- 子ども手当（現・児童手当）を預金するにあたって、里子名義の預金通帳をつくる必要が生じました。私の住む県では、ほとんどの金融機関で、受診券と措置決定通知書（委託証明書）を提示して子どもの通帳をつくることができました。しかし、ある銀行だけは、新規の口座をつくることできませんでした。そこで、県庁の子ども家庭課から子どもの在籍証明書を発行してもらい、子どもの身分を証明しました。

皆さんの体験談から、受診券には大きく分けて2つの問題があることがわかります。

- 1 医療機関で診療を受ける際に使いにくい。
- 2 里親家庭に委託された子どもの身分を証明する書類として不十分である。

2つの問題を論じる前に、そもそも受診券とは何なのか調べました。

受診券は公費負担の証明書

日本では原則として、国民全員が何らかの公的医療保険に加入しています。この“国民皆保険”は、1961（昭和36）年に達成されました。

公的医療保険には「国民健康保険（国保）」や「被用者保険（社保）」などがあります。これらに加入し、一定の保険料を納めていることで、私たちは病気や

ケガをしても、診療費の3割を自己負担するだけで済みます。

受診券は、児童相談所から発行される“保険証”のようなものです。里親家庭で暮らす子どもが医療機関にかかる時、受診券を提示すれば、初診料や薬代も含めて、一切里親の負担にはなりません（ただし、健康保険が適用される医療に限ります）。

それは、「児童福祉法の措置等に係る医療の給付」として、子どもの措置を行った都道府県及び政令指定都市が、保護した子どもの医療費の自己負担分を措置医療費として負担するからです。

つまり、受診券は、子どもの医療費の自己負担分が公費負担されることを証明する書類です。

受診券は、里親やファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設などで生活する子どもたちに発行されています。

注：公費負担医療とは？

社会福祉や公衆衛生の観点から、国または地方公共団体が特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う日本の制度。公費負担制度には、結核医療や医療扶助など、さまざまな種類がある。

I 医療機関で使う

受診券が使いにくい理由

保護された子どもを守るための受診券ですが、「使い勝手がいい」とは言えないようです。その理由として、次の2点が挙げられます。

- ① **医療機関に知られていない。**
- ② **医療費の請求先がわかりにくい。**

まず、①ですが、「受診券をスムーズに使えなかった」というトラブルは、ほとんどが初めて行った病院や診療所で起こっています。

児童養護施設の周辺にある医療機関では受診券を見る機会が多く、扱いにも慣れていますが、しかし、里親の場合、委託された子どもが病気になってから初めて病院を訪れます。そこの事務職員が受診券を見たことがないと、子どもを連れてきた里親に「これは、いったい何ですか？」と、質問（または詰問）することになります。生活保護受給者と間違われることも起きてきます。

次に、②の医療費の請求の問題です。

受診券の場合、窓口での現金払いがないので、医療機関はレセプト（診療報酬明細書）を記入して請求しなければなりません。その手続きが煩雑で、し

かも、どこに請求するかがわかりにくい。それが、医療機関が受診券を苦手とする要因です。

医療費の請求先は、子どもの親（保護者）がどのような公的健康保険に入っているかによって違ってきます。親がどのような保険に入っているかを示すのが、子どもが所持する「遠隔地被扶養者証」です。受診券にも「保険証の有無」「保険者名」「保険証の記号番号」の欄があります。

請求先は、親が国保に入っている場合は「国民健康保険団体連合会（国保連合会）」、社保に入っている場合は「社会保険診療報酬支払基金（支払基金）」です。国保連合会や支払基金は、子どもの自己負担分（医療費の3割）を、都道府県または政令指定都市に請求します。

親の保険証がない場合

窓口でよく問題となるのが、子どもが「遠隔地被扶養者証」（親の健康保険証）を持っていない場合です。無保険の子どもは、都道府県または政令指定都市が医療費の全額を負担します。虐待で保護された子どもも、無保険の扱いになります。

流れとしては、医療機関は「社会保険診療報酬支払基金」に請求し、支払基金が子どもを措置した都道府県または政令指定都市に請求します。

「遠隔地被扶養者証」を持っていかないと、受付の人から「保険証は？」と聞かれます。レセプトに、親の保険者番号と子どもの受診券の「公費負担者番号」を入力する必要があるからです。

「公費負担者番号」とは、受診券の一番上の欄に印字されている8ケタの番号です。

最初の「53」は「児童福祉法の措置等に係る医療の給付」を意味する法別番号です。次の2ケタは都道府県番号、次の3ケタは実施機関番号、最後の数字が検証番号です。たとえば、「53016010」は北海道、「53146023」は横浜市の公費負担者番号です（ちなみに、生活保護法による医療扶助を示す法別番号は「12」です）。

「遠隔地被扶養者証」がないときは、全額公費負担になりますので、レセプトには公費負担者番号と受給児童番号（公費負担医療の受給者番号）を入力すればいいのです。

受診券の上手な使い方

以上のことを、病院の受付の人に説明するのはとても大変で、時間もかかります。



多くの自治体では『里親のしおり』や『里親ハンドブック』といった冊子を出していて、そこに「医療機関の方へ」といったページがあります。それをコピーして持参するのが手っ取り早いでしょう。

福岡県福祉労働部児童家庭課児童福祉係（電話092-643-3256）では、『ファミリーホーム受診券・医療費の流れ』という紙1枚の資料をつくっています。子どもが受診する医療機関にそれを見せるだけで、何の問題もないそうです。

また、ベテランの里親さんたちはこんなふうに話しています。

●私も昔は、受診券以外に保険証がいると言われて、診療を拒否されたことがありました。そういうときは、その場で電話をお借りして児童相談所に電話をし、職員から直接、説明してもらいました。里親歴が長くなつたいまでは、地域の病院で顔を覚えられているので、そういうことはなくなりました。

●初めてかかる病院だと、説明する負担はかかります。でも、一度理解してもらえば、あとはスムーズです。まずは、なじみの医者をつくっておくとよいでしょう。

経験豊富な里親さんの中には、子どもが委託されることが決まると、近所の医者を訪ねて「今度、新しい子どもが来ますので、具合が悪くなったときはよろしく」と挨拶して回る人もいます。「備えあれば憂いなし」ですし、地域の人たちに社会的養護を理解してもらう良い機会にもなります。

受診券をカード式にした東京都

受診券の大きさ（縦13cm×横9cm）も、使いにくさの要因です。こんな声をいただきました。

●受診券は、カード式の保険証よりかなり大きいので、子どもが中学の部活の遠征などで受診券を持っていく必要があるとき、思春期の子どもは目立つことを恐れて持っていくのを嫌がります。

東京都では、2004（平成16）年4月1日から受診券の様式を新しくしました。名刺よりも少し小さめのカードサイズで、記載内容も医療機関の人がわかりやすいように変えてあります。

様式変更には、東京都の里親会である「東京養育家庭の会」が行った議員へのロビー活動と、都への

要望があったと聞いています。

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課、里親係長の小泉孝夫さんに東京都の受診券の特長を教えてくださいました。

- ① カードサイズ（縦5.4cm×横8.6cm）である。
- ② 裏面に「医療機関へのお願い」が記載してある。
- ③ 問い合わせ先として、発行した児童相談所名と電話番号を記載してある。
- ④ 希望により、児童の実名と通称名（里親名）の併記ができる。
- ⑤ 表面には偽造防止のための印刷が施され、表・裏ともラミネート加工がしてある。

【東京都の受診券の見本】

表

（児）受診券		平成〇年〇月〇日交付第〇〇〇号	
公費負担者番号：	5 3 1 3 6 0 0 8		
受給児童番号：			
児童名：◇◇ △△（通称名の併記も可能）	平成××年×月×日生 性別		
保険者名：（国）◇◇ □□	（公印）		
記号番号：〇〇—〇〇 〇〇〇〇			
施設・里親名：◎◎ ◎◎			
住所：〇〇〇市〇〇〇町〇—〇—〇—〇〇〇〇			
東京都〇〇児童相談所長			
〇〇児童相談所 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇			

裏

《 医療機関等へのお願い 》

この「受診券」を持参した患者は、児童福祉法により、東京都が児童福祉施設又は里親へ措置している児童です。保険適用の医療費の自己負担分については、東京都が負担します。窓口での費用徴収はしないようお願いいたします。

- 1 無保険の場合（表「保険者」の欄が、「無」）及び社会保険加入の場合（表「保険者」の欄が、「政」「組」「日」「船」「共」）は、『社会保険診療報酬支払基金』へご請求ください。
- 2 国民健康保険加入の場合（表「保険者」の欄が、「国」）は、『国民健康保険団体連合会』へご請求ください。

※ご不明の点は、表記の児童相談所までお問合せください。
また、詳細は、東京都福祉保健局のホームページに掲載しています。

「新受診券では、子どもと里親の関係を明確にし、子どもの保険料の自己負担分を東京都が負担すると明記しました。また、以前は、実親の健康保険に加入している子どもは実名のみ記載でしたが、新受診券では、通称と実名を併記できることになりました。親が無保険の場合は、通称のみでつくることができます。以前に比べて“使える受診券”になったと好評です」（小泉さん）

東京都発行の『里親のしおり』には「医療費の請求事務について」というページがあり、東京都福祉保健局のホームページには、医療機関等への受診券取り扱い上の留意点が記載されています。

カード式の受診券が広まらないのは、子どもの親（保護者）の状況が変わるたびに、受診券を再発行しなければならないことも一因です。雇用先が変わる、社保から国保に変わる、生活保護が開始される、または廃止される、再婚などで名字が変わるなどの理由で、再発行の回数は結構多いようです。

東京都では、受診券用の台紙をプリンターに入れて裏表を印字し、表面をラミネート加工して作っています。小泉さんによると、「手間はそれほどかかりません」とのことでした。

各地の里親会でも、「東京養育家庭の会」のように、行政に要望してはいかがでしょうか？

東京都 福祉保健局
少子社会対策部育成支援課の連絡先
 電話 **03-5321-1111**（内線32-631）

II 子どもの身分証明のために

受診券は身分証明書として有効か？

次に、子どもの身分証明の問題です。

「受診券が身分証明書と同じ効力を持てないか？」という意見をよく聞きます。国民健康保険証が身分証明書として使えることから来た意見でしょう。ただ、顔写真が付いていない保険証は、運転免許証やパスポートに比べると、身分証明書としてはそれほど確実ではありません。

子ども手当（現・児童手当）を受け取るための口座を作成するとき、国は本人確認書類として、受診券を使用することを前提としました。

しかし、銀行側は交付年月日の新しいもの、できれば半年以内の書類を求めてきます。受診券は、子どもの保護者の状況に変化がなければ、新規に交付されることはありません。そのため、交付から何年もたってしまう場合があります。その場合は、児童相談所に最新の措置決定通知書を発行してもらう必要があります。それでも、銀行側の担当者によって、対応がマチマチなのが実情です。

ゆうちょ銀行では、実親がすでに子どもの口座をつくっていたら、新たな口座をつくることはできません。1人につき1口座が原則だからです。また、子どもの代わりに口座を開設できるのは、親権者か法定代理人に限られます。

そのほか、受診券が身分証明書として万全ではない理由として、有効期限が記されていないことも挙

げられます。

身分証明書がいちばん必要になるのは、自立するときです。受診券は、児童相談所が措置している子どもに対して発行するものですから、子どもが措置から離れた後は、速やかに返却しなければなりません。自立後も使える身分証明書としては、運転免許証（原付を含む）やパスポートが有効です。

里親家庭の子どものパスポート作成

今年4月1日から「民法等の一部を改正する法律」が施行され、児童福祉法においても、里親やファミリーホームに委託されている子どもにかかわる親権代行規定が変わりました。また、親権者等が児童相談所長または里親が行う監護等の措置を不当に妨げることが禁止する規定が整備されました。

これを受け、里親家庭で暮らす子どもが海外渡航のため、旅券（パスポート）申請を行う場合の事務処理の処理基準が改訂されました。

パスポートを申請する際には、通常のパスポート交付申請書類の他に、以下の書類が必要になります。

- ① 里親等からの海外渡航の目的を記した事情説明書
- ② 里親への措置決定通知書等の公的資料
- ③ 里親等が署名した申請書

親権者がいる場合は、原則として親権者の署名が必要ですが、里親から「親権者の署名なしで申請を行うものである」との説明がある場合には上と同じように申請できます。

顔写真付き住基カード

写真付きの身分証明書として、安上がりで簡単にできるのが、写真付きの住民基本台帳カード（住基カード）です。住基カードは未成年者でも作れますし、有効期限は発行日から10年間です。身分証明書としてはパスポート並みの効力があります。

お住まいの市区町村の窓口で、保険証や住民票などの身分証明書と顔写真を持って行き、500円程度の手数料を支払えば、写真付きの住基カードができます。また、今年7月から、日本全国どこに転出しても、継続して利用できるようになりました（継続利用には、別途手続きが必要です）。

ただし、虐待で保護された子どもは、親に子どもの現住所を知らせないために、里親の住民票には記載されません。子どもの現住所を証明する必要があるときは、児童相談所に「在籍証明書」を発行してもらう必要があります。



里親経験のない人たちは、 里親のことを どのように考えているのか？

はじめに

今回ご紹介する研究は、里親経験のない276人（女性238人、男性38人）を対象に、里親についてどのように理解し考えているかを尋ねたものです。結果の一部を抜粋して皆さんにお知らせします（2011年6月下旬～8月下旬にアンケート用紙を配り調査を実施）。

里親についてどのくらい知っているか？

まず276人の対象者全員に、「養育里親を知っていましたか」という質問をし、「1. 知っていた」「2. ある程度は知っていた」「3. あまり知らなかった」「4. 知らなかった」の4つの選択肢の中から1つを選んでもらいました。

結果は、「1. 知っていた」62人(22.5%)、「2. ある程度は知っていた」94人(34.1%)、「3. あまり知らなかった」73人(26.4%)、「4. 知らなかった」44人(15.9%)、無回答3人(1.1%)となりました。比較的回答がばらけたという印象です。

次に、専門里親についても同じ質問をしてみました。こちらは、「1. 知っていた」10人(3.6%)、「2. ある程度は知っていた」23人(8.3%)、「3. あまり知らなかった」58人(21.0%)、「4. 知らなかった」183人(66.3%)、無回答2人(0.7%)となっています。

また親族里親についても、専門里親と似たような結果となり、知らない人のほうが多い傾向にありました。

したがって養育里親に関しては、「1. 知っていた」「2. ある程度は知っていた」を合わせると半数以上になるのに比べ、専門里親や親族里親となると、逆に「3. あまり知らなかった」「4. 知らなかった」がほとんどであることが分かりました。

里親をどのくらいやってみたいか？

次に、自分自身は里親をどのくらいやってみたい気持ちがあるかについて、276人の対象者全員に尋ねました。「1. やってみたい」「2. 少しやってみたい」「3. あまりやりたくない」「4. やりたくない」の4つの選択肢の中から1つを選んでもらいました。

養育里親は、「1. やってみたい」10人(3.6%)、「2.

少しやってみたい」55人(19.9%)、「3. あまりやりたくない」142人(51.4%)、「4. やりたくない」67人(24.3%)、無回答2人(0.7%)でした。

次に専門里親は、「1. やってみたい」5人(1.8%)、「2. 少しやってみたい」29人(10.5%)、「3. あまりやりたくない」120人(43.5%)、「4. やりたくない」117人(42.4%)、無回答5人(1.8%)でした。

親族里親については、「1. やってみたい」42人(15.2%)、「2. 少しやってみたい」112人(40.6%)、「3. あまりやりたくない」88人(31.9%)、「4. やりたくない」29人(10.5%)、無回答5人(1.8%)でした。

養育里親と専門里親で「3. あまりやりたくない」「4. やりたくない」を選択した人が多いのですが、親族里親についてはやることに前向きな回答をする人が多い結果となっています。

里親をやってみたい理由

里親をやってみたい気持ちがあるかという質問に対して、「1. やってみたい」「2. 少しやってみたい」を選択した人に、その理由を尋ねました。回答の対象となったのは、養育里親については65人(23.6%)、専門里親については34人(12.3%)、親族里親については154人(55.8%)でした。

選択肢は、「福祉活動に関心があるから」「子どもを育てたいから」「養子が欲しいから」「その他（自由記述）」です。また、専門里親には「虐待を受けた子どもの支援に関心があるから」の選択肢も加えています（複数回答）。

まず、養育里親についての結果です。回答の多い順に、「子どもを育てたいから」を選択した人が36人(55.4%)、「福祉活動に関心があるから」が34人(52.3%)、「その他（自由記述）」が13人(20.0%)、「養子が欲しいから」が3人(4.6%)でした。また、自由記述には次のようなものがありました（一部抜粋）。

言葉では上手く表現できないが、寂しい気持ちのまま大きくなって欲しくない。大人が守ってあげられればと思うから／「家族」っていう居場所を作ってあげたい／実子が産めなければ、そういう選択肢もありがたと思

うので／東日本大震災の時、両親をなくした子がいたら里親になりたいと思った／実子の子育てが終了(2人とも20歳以上)したので

次に専門里親の結果です。回答の多い順に、「虐待を受けた子どもの支援に関心があるから」を選択した人が22人(64.7%)、「福祉活動に関心があるから」が17人(50.0%)、「子どもを育てたいから」が13人(38.2%)、「その他(自由記述)」が2人(5.9%)、「養子が欲しいから」が0人(0.0%)でした。

親族里親の結果について回答の多い順に、「その他(自由記述)」を選択した人が102人(66.2%)、「子どもを育てたいから」が43人(27.9%)、「福祉活動に関心があるから」が31人(20.1%)、「養子が欲しいから」が2人(1.3%)でした。

親族里親では自由記述が多かったため、その内容をご紹介します(一部抜粋)。全体として、親族としての責任、子ども自身とその周辺環境を知っている安心感を挙げる声は多く見られました。

親族として、子どもに対し養育の責任がある。他人に養育されるのがかわいそうだから／親族内で解決すべき問題と考えるから、当然のこと／親族ならある程度、その子を知っているから／親族であれば助けたい気持ちが強い。里子の周辺環境がわかるので受け入れやすい／ふだんから親せきとして接している子どもだから家で育てることへの抵抗感が少ない／血縁を大切にしたいから／親族だから、多少のがまんが必要な時でも納得してもらえそうだから(家のせまさや金銭的な面で)／親族がサポートしてくれそうだから

里親をあまりやってみたくない理由

今度は、里親をやってみたくない気持ちがあるかという質問に対して、「3. あまりやりたくない」「4. やりたくない」を選択した人に、どうしてかその理由を尋ねました。回答の対象となったのは、養育里親については209人(75.7%)、専門里親については238人(86.2%)、親族里親については118人(42.8%)でした。

選択肢は20項目と多く用意したため、ここでは特に選択した人の多かった上位5項目を取り上げます。

結果は、養育里親、専門里親、親族里親の全てにおいて、ほとんど上位5項目は同じものでした。具体的には、養育里親と親族里親では「実子がいる」「里子に対する責任を持ってない」「子育てが難しそう」「住宅が狭い」「里親制度をよく知らない」が多く選択されました。また専門里親では、「里親制度をよく知らない」が6番目になり、その代わりに「専門性が高そう」という項目が入っていますが、あとの項目は変わりませんでした。

血縁に関する意識について

さて、ここまでは回答者自身のことについて尋ねてきましたが、今度は「日本で里親制度の普及が進んでいない理由はなぜだと思いますか」と社会についての質問をしてみました。ここで使ったアンケートの選択肢は、「里親をあまりやってみたくない理由」とほぼ同じものを用意したので、結果も同じようなものが出てもおかしくないような気がします。

しかし実際は、2番目に多く選択された回答に「血縁を重んじる文化」があり、275人中144人(52.4%)と約半数がこれを選択していました。そしてこの項目は、自分自身が里親をやりたい理由として挙げた人がとても少なかったものでもあります。

つまり、自分が里親にならない理由に血縁はあまり関係がない。しかし、他の日本人が里親にならない理由は血縁を重視しているからだろう、と捉えていることがわかります。

また今回のアンケートでは、親族里親をやってみたくないと考えている人の数は、他の種類の里親に比べると多くいました。しかし、実際に親族里親になっている人の数は、養育里親のそれより随分と少ないという事実もあります。この血縁に関する意識については、もう少し調査していく必要があると思います。

おわりに

今回の調査対象者の中には、潜在的な里親希望者、つまり「里親や里子について詳しくはないけれども、里親をやってみたくないと考えている人がいることがわかりました。日本の里親制度がより普及していくためには、このような潜在的な里親希望者に対し、どのような働きかけができるかを考えることが重要だと思います。

まずは知ってもらうことが必要ですが、その機会はまだまだ少ないのではないのでしょうか。そして、情報を得た人が「自分もやってみたくない」と思える環境づくりを進めていくことが大切です。私個人としては、里親さん・里子さんが困ったときに専門的な対応ができるような支援機関が増えていくことが必要だと感じています。

中嶋香織 (なかじまかおり)

武蔵野大学大学院人間社会研究科人間学専攻臨床心理学コース修士課程修了
武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門

市町村に 養育相談のできる 里親担当窓口を

埼玉県志木市の取り組み



▲左から、加藤さやかさん（主事）、野口敏明さん（副課長）、杉田明子さん（主査、保健師）

里親の子育て相談は、基本的に児童相談所が担っています。しかし、児童相談所は広い地域を管轄しているうえ、虐待相談の対応に追われているのが実情です。また、担当の児童福祉司が子育て経験のない若い人だと、里親は相談しづらいでしょう。市町村には、地域住民のための子育て支援サービスがあり、近年かなり充実しています。里親と子どもがそれらを気軽に利用できたら、里親の子育てに関する不安や迷いも軽減されます。埼玉県志木市の取り組みをご紹介します。（村田和木／ライター）

市民としての目覚め

志木市は埼玉県の南部にある、人口約7万人、面積9.06平方kmの小さな市です。

志木市内には、里親登録をしている人が3人います。その1人の金川世季子^{かながわせきこ}さんは、養育里親になって約30年、8人の子どもを育ててきました。委託された子どもの中には、言葉の発達が遅れている子もいたそうです。言葉の訓練は高度なので、素人が教えることはできない。そう知っていた金川さんは、児童相談所に相談し、言葉の教室を紹介してもらいました。

「でも、その教室はわが家から遠かったのです。幼い子どもを連れて、バスと電車を乗り継ぐので、いつも半日かかり。帰宅後は夕食の支度もできないほど、疲れ果てていました」（金川さん）

4年前、気になるところがたくさんある幼児を委託されたとき、金川さんは住民票を届けがてら、子どもと一緒に、志木市役所健康福祉部子ども安全課に挨拶に行きました。

子ども安全課の副課長、野口敏明さんによると、埼玉県では平成21年度まで、里親を希望する人は自分の住む市に申し込んでいました。

「申し込みを受けると、市と児童相談所の職員がその家庭を訪問して家庭調査をします。調査後は書類を作成し、児童相談所に上げていました。そういった歴史がありますので、要保護児童相談担当は里親担当も兼ねているのです」（野口さん）

金川さんが挨拶に行ったとき、保健師の資格を持

つ担当者が市の子育て支援サービスを紹介してくれました。それが、3歳児健診後の親子を対象とした「親子グループ」です。「親子グループ」では、親と子が一緒に遊ぶ姿を見ながら、専門家が適切な助言や養育指導をしてくれます。親が相談している間、子どもは保育士が見てくれるので安心です。

「先生方はいろいろな親子をたくさん見ているベテランで、頼りになります。子どものことをたくさんほめてくれるので、気持ちが明るくなりましたし、勇気も出てきました」（金川さん）

子どもが幼稚園に入ってから、「言葉の教室」を利用しました。

「どちらも、子どもを自転車の補助席に乗せて片道15分で行けます。こうでなくちゃ！ 頼りになるのは、やっぱり地域だなと思いました」（金川さん）

この経験を通して、金川さんはあることに気づきました。

「市のサービスを初めて利用したことで、私たち里親も市民だと気づいたのです。市民には市のサポートを受ける権利があります。里親家庭に来る子どもも、転入すれば市民です。市も住民票の作成や健康診断などで、その子どもに関係します。里親も子どもも、市のサービスをもっと利用したほうがいいと思いました」

子育ての“困った！”から解放される

現在、志木市の要保護児童相談担当者は3人います。副課長の野口敏明さん、主査で保健師の杉田明

子さん、主事の加藤さやかさんです。

市内に住む3人の里親とは、年に3回ある定例会で定期的に顔を合わせます。主事の加藤さんは「定例会は年3回ですが、里親入門講座などのイベントがあるときは、毎月のように集まって打ち合わせをします。よく顔を合わせているので、信頼関係ができますし、相談もしやすいようです」と話します。

主査で保健師の杉田さんも「定期的に会うことが大事です」と言います。「里親さんたちから、子育てに関する不安や心配が出ることがあります。気軽に聞きながら、必要なサービスにつなげていくのは一般の子育て支援と同じ。里親だからといって、特別なサービスは必要ありません。子育て支援メニューはたくさんあるので、それぞれの事情に合った、利用しやすいサービスを紹介しています」

金川さんは「子どもと家庭の相談室（家庭児童相談室）」も紹介してもらいました。ここは18歳までの子どもがいる家庭のあらゆる相談に応じています。

「子育て経験の豊富なスタッフが、子どものことだけでなく、親の悩みも聞いてくれて、サポートしてくれます。子育ての“困った！”から解放されましたし、同じように悩んでいる親が他にもいることもわかりました」（金川さん）

「子どもと家庭の相談室」では、必要に応じて、より適切な医療機関や教育機関を紹介してくれます。平成23年度からは月に2回、臨床心理士による個別相談「親子ふれあい心理相談」も始まっています。

金川さんは、子どもを初めて委託された里親には戸惑うことがたくさんあると言います。

「でも、里親には守秘義務があるので、相談相手を慎重に選ばなければなりません。里親担当窓口に子どもの発達に詳しい職員がいて、里親と市の子育てサービスをつないでくれたら、とても助かります」

里親と協働で里親を増やす

志木市では、＜児童虐待『ゼロ』のまち＞を目指しています。副課長の野口さんは「里親さんは“児童虐待ゼロ活動”の一員」と話します。

「核家族やひとり親家庭が多いので、親が病気や事故、出産などで子育てができなくなったとき、頼れる人がいないのです。困ったときに、地域の里親さんに子どもを一時的にでもお願いできたら、大変ありがたい。里親さんには子育て支援を通じて、虐

待の抑止力になってもらっています」

そんな野口さんも、里親担当になった当初は「里親であることがわかってしまっただけではいけないのかな？」という戸惑いがあったそうです。

「でも、実際に志木市在住の里親さんたちに会ってみたら、とても明るくてオープンなのです。子どもたちも同じでした。それで、里親子であることは隠すようなことではないとわかりました」

「家族ふれあい講演会」などの里親制度普及啓発のイベントでは、里親さんたちに冒頭の挨拶や受付を担当してもらっています。

「地域の里親さんを通じて、里親と里親制度を知ってもらい、児童相談所につなげていきます。地域での活動が大事ですね」（野口さん）

野口さんは「里親は子どもの命を預かり、ときには、子どもの一生を託す存在です。安易にできるものではありません」と言います。

「だから、『里親をやろうかな？』と思っても、すぐに児童相談所に申し込む人はいないし、ときには何年も迷うでしょう。市内の里親希望者には、金川さんを紹介しています。長年、里親として活動してきた人の生の声を聞いてもらって、自分たちの抱いていたイメージと同じなのか、違うのか、確認してもらっています」（野口さん）

子ども安全課としては、市内の里親家庭をもっと増やすのが課題です。

「多くないと活性化しませんし、里親さんたちも『もっといてほしい』と言っています。ですから、市内に最低5軒はいてほしい。“里親”という意識で、地域の子育て支援を担ってくれる人を増やしていきたいです」（野口さん）



埼玉県志木市役所 健康福祉部子ども安全課
電話 048-473-1111 (内線2442)

当事者の声を聞いてください

ここに載せた数々の意見は、里親家庭で育った高橋成貴さん（現在22歳）が集めたものです。高橋さんはこれを、昨年10月1～2日に愛知県名古屋市で開催された全国里親大会の会場で配布しました。もっと多くの人たちに読んでほしくて、今回、『里親だより』に掲載させていただきます。掲載にあたっては、できるだけわかりやすくなるように構成し直しました。また、一部加筆したものもあります。なお、87号（平成23年2月4日発行）には、高橋さん自身の体験談が載っています。（村田和木／ライター）



里親家庭で暮らしている人から

- 一番言いたいのは、やっぱり子どもを信用してほしい、信じてほしいこと！
昔、施設の職員に濡れ衣を着せられたことがあって、それが今でも忘れられへんねん！ あときは自分自身、弱かったかもしれへんけど、やっぱり信じてほしかったわ…。
今はまだ何も考えずに突っ走ってるから、これからは何か目標に向かって突っ走ろうかなって思いますね。（10代・男性）
- うーん、とりあえず、死にたくて死にたくて仕方ない。自尊感情が低くて、自分に自信が持てない。だから最近、本当に首をつろうかと思ったよ。でも、苦しいときこそ、誰も助けてくれない。みんな、見て見ぬふり、それが現実。だから自殺者が増えるというのが、私なりの意見です。（20代・女性）
- 里親に対して言いたいことは、実の親と同じこと（虐待）をしないでほしい！ 子どもはストレス発散の道具ではないし、お金を多くもらって不正をするための道具でもない。正直、私は自分が当たった（措置された）あの里親夫婦だけは絶対に許せないけど、私を助けてくれた里親さんもいる。その方々にはとても感謝しているし、そういう里親が増えるといいなと思ってます。（20代・女性）

- 私は里親さんの家に来て3年半になります。最初のうちはあまりうまく行かず、ギクシャクしていましたが、一緒に暮らすうちに本当の親子みたいな関係になりました。うまく行かなかったときのことも、いまではよい思い出になっています。（20代・女性）

施設での体験を通して

正しく知ってほしい

- 施設（児童養護施設）を正しく知ってほしい。というのも、施設というと、「悪いことをしたら入るところ」と言われたり、障害者の施設と混同されることがまだあると思うので。正しく理解してほしいと思います。（20代・女性）
- 児童養護施設のことを「養護学校」や「少年院」と間違われたことがある。
- 「かわいそう」って言わないで。かわいそうな子じゃないから。

一人ひとりをていねいに扱ってほしい

- 自分は「いらぬ子」だと思っていた。
- 入所してくる子どもたちは、心に何らかの傷を持っていると思うので、そういう子どもにこそ、行きすぎるくらいの丁寧な対応を個別にしてほしい。

- 誰も面会に来ない私を、施設の先生がお正月や夏休みなどに自分の家に泊めてくれたのは、うれしかった。
- 一人ひとりにたくさんの“特別”を。
- 施設で暮らしているすべての子どもたちに、週末里親をつけてほしい。

施設生活でつらかったこと

- 施設で一人になれる場所、泣ける場所はトイレの中だけだった。
- 電車の乗り方、切符の買い方、役所や銀行などでの手続きを教えてください。ふつうの生活体験をさせてほしい。
- 親も親戚も、誰も面会に来ないので、きょうだいと一緒に外出したり、外泊することがなかった。だから、きょうだいと言ってもピンと来ないし、施設と一緒に暮らしている他の子と変わらない。

転校したくなかった

- 自分は中学の途中で、突然見つかった母親に引き取られた。ほんとうは施設にいたかったのだが、「弟が中学に入るとき、1年から家庭から通えたほうがいいから、あなたは我慢して」と言われた。
- 自分は施設に入るため、中学3年生の途中で転校になった。でも、3年の途中まで通った中学校の卒業アルバムが欲しかった。

進学の問題

- 高校に受からなければ施設にいらなくなるからと、高校のランクを自分の実力よりかなり落とし、絶対に受かる高校を受けた。
- 大学に進みたいと施設の先生（職員）に話したら、施設の先生全員に反対された。
- 行きたい大学にチャレンジしたいが、学費のめどが立たない。
- 浪人したら住むところがないし、生活できなくなるから、浪人なんてできない。
- 専門学校に進んでからも施設で暮らしていたが、20歳になる1日前に退所しないといけなかった。まだ学年の途中で、卒業する前だったのに。
- 大学に入ってからは、学校に行く前に早朝からコンビニでバイトをして、授業が終わってからは夜遅くまで違うバイトをしていた。そうしないと、大学を続けられなかった。

退所するとき

- 退所が近づくにつれて、世間の厳しさや大変さばかりを強調しないで。希望やうれしいことや楽しいこともあると教えてほしい。
- 18歳で退所した後、携帯電話や賃貸アパートの契約をするときに、親の同意や親に保証人になってもらうことが必要になる。でも、これまで音信不通だった親に連絡したくないし、お願いするのも嫌だったので、大変だった。
- 私は、施設をかなり長く経験していると思いますが、いまになっていちばん感じることは、入所時代に心の支えになってくれる大人がいてほしかったということです。悩みを聞きだしてくれたり、将来のことを考えて、必要な社会知識を教えてください。ただ、自分で身の回りのことができるのは、施設で暮らした経験があるからだと思います。それと、個人的なことですが、私には現在、相方がおりません。施設のこと、これまでの歩みをすべて理解してくれる人に出会えて、幸せな毎日を送れています。（20代・女性）

これらの声を集めた高橋成貴さんから

当事者の声を提供してくれた人たちに感謝します。なかなか言えない貴重なことなので、本当に感謝します。また、これを読んでくださった方々に感謝します。すべての子どもが同じ思いを抱くわけではありません。でも、人はそれぞれに違うのだということを知ってほしいと思います。できれば、これらの声を無視することなく、大事に扱って、何かを変えていただくきっかけにいただけたら、幸いです。

もっともっと、子どもたち、当事者が発言しやすい環境にしていきたいと思います。少なくとも、子どもたちが傷つくことがないような環境にしていきたいですね！





▲ 豊田なお子さん、娘さんと一緒に

独身の私が 里親となり家庭をつくる

里親登録、赤ちゃんがやってきた

私は一度結婚して離婚しました。子どももなく兄弟もありません。母は、自分が死んでしまったら私が一人きりになってしまうことを心配して、養子をお願いすることを強く勧めました。

調べて里親制度を知り、平成13年に里親登録をしました。

離婚をして独身。そういう人は認定してもらえないかと思っていました。でも、意外に問題なく登録できましたし、私が登録する時もう一人同じような方がおりました。このようなケースも少なくないんだ、と思いました。

登録して3年後、43歳の時に、生後1歳2カ月の女の子を受託しました。そのころ私は訪問看護師として働いていましたので、職場に相談をして5カ月ほど育児休暇をいただいて、愛着関係をつくるようにしました。

休暇も残り少なくなると職場に復帰するため、保育園の申し込みをしました。申し込むとき、市役所の職員に「初めてのケースです」と言われました。やはり里親として養育をしながら仕事をするというのは珍しいことなんだと感じました。

娘がわが家に来たばかりの頃は、男性の声やエレベーターをととても怖がり、買い物に行ってもエレベーターにのると泣いてしまうので、しばらくは使

えませんでした。大きな音も嫌いで、人ごみも苦手でした。お祭り、花火、駅前広場の楽団の演奏など、楽しいかと思ったのですがダメでした。乳児院が静かな場所にあったため、にぎやかな環境にすぐには慣れなかったんだと思います。大きな音は5歳くらいまで苦手でしたね。

着ぐるみも苦手で、いつだったか、近くのデパートに映画のキャンペーンに来ていた着ぐるみを見たときは、私が気がつく前に大泣きをして、反対側に走って逃げてしまい、後を追うのに大変でした。

私自身の生き立ち

私自身、養女だったんですね。それを知ったのは22歳の時。友達と海外旅行に行くためにパスポートを作った時でした。

それまで自分が両親の子どもでないなんてまったく疑っていませんでしたから、大きなショックを受けました。何週間も両親とは話をしませんでした。どうして私は捨てられたのか。てっきり捨てられたかと思っていましたから、丸ごと自分の存在を否定された気持ちでした。

でも、それまでそのことをひた隠しに隠して私を守り育ててくれた両親への感謝の気持ちも新たに生まれました。

母に私の出生のことを聞きましたが、子どもので

きない両親が、ある人の紹介で、母親だけでは育てられない子どもを1歳前に引き取った。その後、その母親とは一切交流はしていないので生死は分からない、とのことでした。

養女だと知って、実母はどんな人なのか、自分はその人に似ているのかと気にはなりましたが、探して訪ねる気持ちにはなりません。いまさら、という思いが強かったのだと思います。

小学生になってー

受託した娘の発達は全体に遅れていて、歩くのも、おむつが外れるのも、言葉がでるのも遅かったです。「ママ」という言葉を初めて発した時にはとてもかわいく思えて、もっといっぱい聞きたいと母と話していました。保育園の先生は「少しくらい遅くても心配はいりません。そのうち、うるさいと思うくらいおしゃべりしますよ」と言ってくれました。

小学校に入って、いろいろな手続きや、医者にかかる時に名字が違って呼ばれるのが嫌だったので、養子縁組をしました。実母と連絡が取れなかったため、通常より手続きに時間がかかりましたが、無事縁組ができました。

小学1年の終わりごろから学業に遅れが出始め、2年になって差が少しずつ広がってきましたので、発達の専門の医師に診察を受けたところ、IQが知的障害との境のグレーゾーンだと言われました。

小さい頃からの遅れが、ここにつながっていたのかと思いショックでした。しかし、学校での生活は楽しいらしく、友達もいるとのことでした。勉強の方は家庭教師をつけて少しずつ勉強をする習慣を身につけるようにしました。

小学3年から、放課後ルームには行きたくない、犬を飼いたいと希望があり、学業もパツとしないので、私は一旦退職して非常勤になり、下校時には家にいるようにしました。犬はトイプードルを飼い、とても可愛がっています。散歩には私と一緒に歩くようにしています。

昨年の秋ぐらいから、ちょっとしたこと、たとえば机の上が散らかっているので「少し片付けたら」と注意するだけでケンカになってしまいます。とくに年配の母に対して声を荒げて手も出してくるので、このままではよくないと思い、児童相談所で月1回程度相談にのってもらっています。

一時的な反抗期かも知れませんが、第三者に入ってもらった方が安心です。今は少しずつですが感情が爆発する機会が減っているように感じています。告知は自分の経験上、思春期に入る前にした方がよいと思っていたので、昨年の暮れにしました。その時、本人は「えっそうなの？ 施設にいたの？」という感じで、私から見て、すごくショックを受けたという感じではありませんでした。

その後でよく家に遊びに来る友達にそのことを言いそうになり、私は急いで「それは今は言わない方がいいよ」と言いました。相手にどう受け止められるのか分かりませんし、まだ学校の友人にも話さない方がいいと言っています。これがきっかけでいじめられる可能性もあると思っています。難しいですね。

告知がきっかけで、今年はふれあい家族（千葉県の季節里親）に申し込もうと思っています。娘も賛成していますので。

子育ては忙しい日々のなかで、生活の一部として進んでいきます。慌ただしいのですが、多くのことを学ぶことができますし、子どもを通しての人間関係も広がっています。

子育てはいよいよこれからが本番という気もします。里親会や児童相談所のお力を借りて、頑張っていきたいと思います。

お知らせ

新しい出会いが家族をつくれます
かぞくがふえるのはとてもしあわせ

絵本『かぞくのしあわせ』

文・さとや ゆま 絵・はまだみどり

編集者・きまるちはる 発行・三重県里親会

1部1200円

お問い合わせ先

光出版印刷株式会社

〒515-0044 三重県松阪市久保町1885-1

TEL0598-29-1234 <http://www.hikari-web.jp>



経験豊かな先輩里親が 委託直後の里親を訪問する 「里親メンター事業」 を行っています



2008（平成20）年4月から始まった里親支援機関事業。事業を実施する主体は、都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市ですが、その事業の全部または一部を里親会、社会福祉法人、NPO法人などに業務委託することができます。

札幌市里親会では、平成23年度から里親支援機関事業の実質的な活動を始めました。里親会が受けている事業は3つで、なかでも、経験豊かな里親が初めての子どもを受託したばかりの里親を支援する「委託家庭訪問事業（里親メンター事業）」は画期的です。「里親メンター」とはどのような役割なのか、実際にどのような活動をしているのかを取材しました。なお、札幌市里親会は以前から市と契約して児童相談所の一室を借り、事務局長と事務員1人が常駐しています。（村田和木／ライター）

❖里親メンター事業のきっかけ

札幌市里親会では、3種類の里親支援機関事業を市から業務委託されています。

1 里親養育相互援助事業

里親が児童相談所などに集い、相互の交流によって精神的負担の軽減をはかる。

里親サロン＝「おしゃべり会」（乳幼児の親の会：毎月1回 10時～14時）、「ぼぷら会」（学齢児の親の会：2カ月に1回）など。

2 里親制度普及啓発事業

里親制度を多くの市民にPRし、里親登録希望者の裾野を広げると同時に、地域での関心と理解を深める。里親促進フォーラムの開催（年1回）。

3 委託家庭訪問事業（里親メンター事業）

「メンター」と呼ばれる援助者を、子どもが委託されている家庭に派遣し、傾聴を主とした養育援助を行う。

里親支援機関事業は、札幌市児童相談所と札幌市里親会が話し合って、実施内容を決めてきました。そのなかで、「里親家庭への訪問支援」として、里親同士のピアサポート（peer support / 同じような立場にある人による支援）である「先輩里親による訪問支援」が検討されました。その際、東京都のNPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」が実施している「里親メンターによる家庭訪問活動」がとても参考になったそうです。

里親メンター事業は、まず平成22年度に全国里

親会の里親会モデル事業として実施し、昨年度から正式に開始しました。

❖メンターとは？

「メンター（Mentor）」という言葉は、古代ギリシャの叙事詩『オデュッセイア』に出てくる「メンートル」という老賢人の名前に、その語源があるそうです。メンートルは英雄オデュッセウスの良き理解者・支援者であり、オデュッセウスの息子には、良き指導者でした。そのメンートルが、英語の「メンター」になったというわけです。

メンターは、里親会と児童相談所が話し合い、里親または里親経験のある人の中から候補者を選んで依頼しています。誰にお願いするかのポイントは、メンターが経験の浅い里親を指導するものではないことを理解して、メンターの役割を実践してくれる人。そのうえで、家庭訪問活動とともに、メンター研修の受講や里親サロンへの参加が継続してできる人だそうです。

メンターの数は昨年度が3人、今年度から8人に増えました。市内を5つのブロックに分け、それぞれに担当エリアを持っています。

❖メンター養成研修

研修は年に3回、児童相談所が実施しています。内容は、里親支援機関事業における里親メンター制度の役割について（60分）、傾聴トレーニング（90

分)、訪問活動報告会(90分)です。

傾聴トレーニングでは、実践トレーニングとロールプレイが行われます。また、訪問活動報告会の際には、臨床心理士である判定係長や精神科医である築島健所長が、メンターの皆さんに具体的なアドバイスや励ましを行っているそうです。

◆メンターの活動内容

A 新規受託里親への家庭訪問

子どもが新規に委託された里親があると、委託後1週間前後に、里親対応専門相談員(里親委託等推進員)と一緒に家庭訪問をします。そして、養育の状況などを伺います。訪問する家庭と子どもについては、事前に専門相談員から説明があります。メンターは守秘義務を厳守しなければなりません。

2回目以降の訪問については、委託後6週間くらいに、メンターから里親に電話をして、その後の状況を聞きます。そして、必要に応じてメンターが家庭訪問をします。訪問後は、里親対応専門相談員に電話で概要を報告し、後日、「訪問活動報告書」を提出します。

すでに子どもを委託されている人が訪問を希望する場合は、里親会事務局または里親対応専門相談員に申し出てもらいます。

B 里親会が実施している行事への参加

札幌市里親会では、里親サロンや里親研修、各区での地区懇談会(年1回以上)など、さまざまな行事を行っています。メンターはそれらの行事にできるだけ参加をし、そこに来た里親さんたちの状況や養育上の悩みを把握して、支援につなげます。

C 緊急対応による里親への補助

たとえば、委託された子どもが入院した場合、里親はずっと子どもに付き添わなければなりません。メンターが2時間程度、病室の子どもに付き添うことで、里親はその間に必要な家事や買い物をすませることができます。

◆メンターに支払われる費用

メンターの報酬は、2時間を基本とする訪問1回につき、3,000円(交通費込み)が支給されます。また、メンターは活動中の事故などに対応するために、傷害保険に入っています。保険料は事業費から支払われます。



▲左から、里親メンターの佐藤きくよさん、平元富美能さん、事務局長の西野恭一さん、池田恭子さん、田村輝世子さん、中西幸子さん、田岡恵子さん(星怜子さんと田中英佐さんは取材当日、用事があって欠席なさいました)。

◆メンターの感想と意見

現在、メンターとして活動している6人に集まっていたいただき、お話を伺いました(おふたりは都合により欠席)。里親会事務局長の西野恭一さん、里親担当児童福祉司の中村正彦さん、相談判定課主査の鈴木治さん、里親対応専門相談員の出倉美紀子さんも同席してくれました。

まず、メンターの皆さんにメンターになられた感想を聞きました。

「里親になったとき、先輩にとってもいいアドバイスをいただいて助かりました。新規に委託された方を訪問すると、自分が里親になったときの気持ちを思い出します。訪問はお茶飲みのような感じです」

「おしゃべりな私が傾聴できるのかな? と、不安でしたが、断りきれなくてお引き受けしました。話を聞いていると、つい自分の意見を言いそうになりますが、言うてしまうと相手は『そうしなくちゃ』と思うかもしれないので、気をつけています」

「先輩メンターの方に『大変ですね。お疲れ様』と言ったら、『これは、みんなでつないでいくバトンなの。1回目は私だけど、次はあなたよ』と言われました。次につなげるまでの間、私もメンターとしてやっていきます」

「私は特別養子縁組をしました。メンターを引き受けたのは、特別養子縁組をした方々の支援をしたかったからです。里親という共通認識のもとに、共感を持ちながら、一緒に育てていきたいです」

訪問頻度は地域によって差がありますが、どの方も支援の必要性を実感しています。

「訪問すると、お話がたくさん出てきて、『言いたいことが溜まっているな』と思います。訪問は、顔と顔を合わせることに意義がありますね」

「子育て経験があっても、子どもを委託された後

は戸惑うことがありますし、産んだ経験のない人はとくに、『どうしようかな?』と不安に思います。役員の名簿を渡されていても、誰に電話をしていいかわかりません。できれば、顔の見える範囲に何人かの先輩がいたらいいですね」

「新生児を預かった里親さんが子どもの1ヵ月健診に行くときに付き添いました。雪の季節だったので、荷物持ちが必要だと思ったのです。お医者さんに『おばあちゃんもどうですか?』と聞かれて、一緒に内容を聞き、待ち時間にお話もしました。初めて子どもを受けた方には、補助が必要です」

「数年前、ある里母さんから『腕が痛くて、赤ちゃんをお風呂に入れられない』というSOSがありました。大変なときだけ手伝ってくれる人がいたら、楽しんで子育てができると思います」

里親担当児童福祉司の中村正彦さんは、皆さんの話を聞いて、メンターの役割の重要性を改めて実感したようです。

「お話を伺いながら、皆さんにお願いして本当に良かったと思いました。専門職でも難しいことを主体的にしてくださって、ありがとうございます。皆さんの活動こそが伴走であり、委託された里親さんたちのやる気を高めていると思います。支援に正解はないので、今後も協力していきましょう」

里親対応専門相談員の出倉美紀子さんは「メンターは、相手の主体性を大事にしながら、道しるべになってくれています」と話します。

「子どもが委託されたら、いろいろなことがあります。メンターさんと一緒に訪問をしたとき、『待ってました!』と言った方もいました。仲間がいると気づくのは、とても大きなことです。だから、新規登録の方には『委託されたら、経験豊富な里親さん



▲左から 中村正彦さん(里親担当の児童福祉司) 築島健さん(児童相談所担当部長=児童相談所所長)、出倉美紀子さん(里親対応専門相談員)、鈴木治さん(相談判定課主査)

の訪問がありますよ』と伝えています」

取材当日は、「傾聴だけでいいのかしら?」という疑問や「相手の考えに疑問を抱いた場合、どうすればいいのですか?」という質問が出ていました。それらについて、相談判定課主査の鈴木治さんは「傾聴の中で、ご自分の体験をもとにした情報提供も必要です。それが里親さんたちのニーズでしょう。児童相談所が話したほうがいいことは、児童相談所が対応します」と話していました。

メンターの悩みや迷いについて、そのつど対応してくれるのは、とてもいいことだと思います。

◆里親会と児童相談所は車の両輪

札幌市里親会では、里親登録数185家庭のうち、173家庭が里親会に入会しています。入会率は、なんと93.5%(6月27日現在)。途中で退会する人もほとんどいません。



▲田中貞美会長

その背景には、里親会と児童相談所の良好な関係があります。田中貞美会長はよく、「里親会と児童相談所は“車の両輪”です」と話しますが、今回の取材でも、里親会と児童相談所が対等で友好的関係を築いている様子がよく伝わってきました。

今年度から事務局長になられた西野恭一さんは「里親担当の中村さんと出倉さんには、里親への尊敬の気持ちがあります。『自分たちにできないことをしている』と、私たちを大事に思っているのが伝わってきます」と話します。

お互いへの尊敬の念と信頼関係があるからこそ、札幌市里親会では自立した活発な活動ができているのでしょうか。今後は、「地区懇談会」をはじめとした各区での活動を大事にして、地域密着型の里親支援を行っていきたいそうです。

札幌市里親会事務局の連絡先

住所：〒060-0007
北海道札幌市中央区北7条西26丁目
札幌市児童福祉総合センター内
電話：011-622-8630 (内線181)
FAX：011-622-8701
電子メール：satooyakai05@mountain.ocn.ne.jp

里親制度に関心はあるが具体的なことが分からず、「里親になるのを躊躇している」、「里親認定にはなったものの養育に自信がもてない」などの声を耳にします。

児童相談所や里親支援機関に連絡をとって、地域の里親会につながることで、具体的な養育体験の話などを聞くことができます。

このコーナーでは、里親になりたい人、里親になったばかりの人たちの疑問に答えていきます。(木ノ内博道)



養育里親に登録するにはどうしたらいいのですか？



Q 養育里親を希望していますが、登録し子どもが来るまでの流れを教えてください。



A 里親登録するには、養育里親の場合まず最寄りの児童相談所に申請します。この時、さまざまな疑問も聞いてみてください。

通常、面接・家庭訪問があり、基礎研修や認定前研修を受けます。研修には通常夫婦で参加することになります。その後、児童福祉審議会里親認定部会で審議され、知事等から認定されることとなります。

認定部会の開催は地方自治体によって年に2回から6回くらい行われます。ですから、登録まで、早くても半年以上かかります。無事登録が済んでも、すぐに子どもが来るとは限りません。里親の希望や能力を評価しながら、子どもの事情なども考えてマッチングが行われます。

登録の準備を始めるまで、熟慮の時間も必要ですが、早めに行動を起こすことも大切です。



実子がなく養子縁組を希望。児童相談所に行ったら養育里親を勧められました。



Q 私ども夫婦は実子に恵まれないため、養子縁組を希望する里親になりたいと思い、最寄りの児童相談所に行きました。

職員から「養子の対象となる子どもは少ないので、なかなか期待には応えられません。養育里親になってはどうですか」と言われました。どのように考えたいのでしょうか。



A 従来は養子縁組を希望する里親も養育里親もとくに区別はありませんでしたが、平成21年度から養育里親と養子縁組を希望する里親に分けられました。

一般に里親というと養子縁組がイメージされて、実親にとっては我が子を里親に取られてしまうのではないかという印象が強く、委託が進みませんでした。

養育里親には研修が義務づけられて里親手当も倍増しましたが、養子縁組を希望する里親には手当がなくなり研修も義務づけられていません。

養子縁組を希望する里親こそ、実子を育てた経験のない人が多く、研修を必要とすると考えられますが、養育里親を強化する方針のなかで養子縁組希望の里親は脇に置かれた感があります。この辺の事情をよく知る自治体では、養子縁組を希望する里親にも養育里親と同様の研修を実施しているところもあります。

それはさておき、保護を必要とする子どもの事情は以前と変わってきています。以前は実親のいない子どもが多かったのですが、近年は虐待の増加など実親がいても養育できない家庭が増えたのです。養子縁組の可能な子どもは確かに少なくなっていると思います。

また、里親登録をする人たちも、当初の動機は養子縁組かも知れませんが、里親会や児童相談所の人に話を聞くうち養育里親として子育てをしてみようと思う人もいることは事実です。

ただ、養子縁組希望では子どもが来ないからという理由で養育里親になるのでは、制度の運用に混乱をきたすことになるでしょう。養育里親のなかに“隠れ養子縁組希望里親”が増えることは、社会的養護の受け皿として期待されている里親制度の実態を曖昧にしてしまうおそれがあります。

養育里親として子どもを受託してもいいという心構えができてから養育里親として認定・登録を行うことが望ましいと思われます。

※このコーナーでは里親からの疑問や質問を受けつけています。

● おすすめの本 ●

今回は、福岡市にあるNPO法人「子どもの村福岡」が出した本と冊子をご紹介します。(村田和木/ライター)

国連子どもの代替養育に関するガイドライン SOS子どもの村と福岡の取り組み

2011年12月発行 福村出版 254ページ 定価：2100円



2009年11月20日、国連総会は「国連子どもの権利条約」が採択されて20周年になることを記念し、9章167項目で構成される「子どもの代替養育に関するガイドライン (Guidelines for the alternative care of children)」を正式に採択しました。「代替養育」とは、実親が行う養育に代わる養育のことです。

ガイドラインが目指すのは、何よりも「子どもの最善の利益」です。子どもが実親や自分の家族と共に暮らせるよう、国は万全の対策を確保すること。最終的な選択として、実親以外に子どもを託す場合は、施設ではなく家庭を基盤とした環境であること。特に3歳以下は、家庭を基盤とする環境に委託すべきであると明言しています。

これを受けて、2011(平成23)年3月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課は『国連の児童の代替的養護に関する指針』として仮訳を発表し、各自治体の主管課に送付しました。また、『里親委託ガイドライン』を策定し、里親委託運営要綱も改正しました。今年3月には、『里親等養育指針』及び『施設運営指針』を発表しています。これらもまた、国連のガ

イドラインに沿った動きと言えます。

今回ご紹介する本は、「SOS子どもの村」インターナショナルとISS(国際社会事業団)が作成した冊子をもとに、「子どもの村福岡」が翻訳・編集したものです。

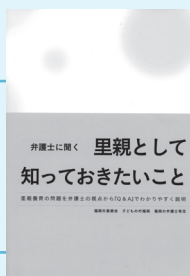
第1部では、ガイドラインの翻訳と原文、そして、「SOS子どもの村」インターナショナルが作成した「ガイドラインの実行可能性を点検する重要な5つの観点」が示されています。

第2部では、まず国際的な活動である「SOS子どもの村」の紹介と、それを日本で初めて立ち上げた経緯が書かれています。次に、福岡市における社会的養護について、里親、児童相談所関係者、研究者、弁護士など、さまざまな立場の人々が、自分たちの実践をガイドラインに照らし合わせて率直に書いています。

福岡市では、「子どもにやさしいまちづくり」の延長として「新しい絆プロジェクト・ファミリーシップふくおか」の運動が生まれ、その結果、6年間で里親等委託率が約7%から25%へと驚異的に伸びました。第2部は、めざましい発展の背景を知るための良い参考書にもなっています。

弁護士に聞く 里親として知っておきたいこと

2012年3月発行 48ページ 価格：500円



『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』の発行から約1年、「子どもの村福岡」は、福岡市里親会と福岡市の弁護士有志と協働で、里親が子育て中に感じる疑問や不安に対して、弁護士が法的な立場から回答するQ&A形式の冊子を出しました。

「子どもの権利」「里親の権限と親権」「児童相談所との関係」「子どものトラブル」「子どもにしてはいけないこと」「守秘義務」などを柱にして、それぞれに具体的な質問が載っています。たとえば、「実親との

交流と子どもの意見表明権」「里親の権限について」「措置変更・解除に対する不服申し立て」「子どもによる金品の持ち出し」「子どもが犯罪の被害にあった場合」など、すぐに役立つようなものばかりです。

「子どもの村福岡」としては、「社会的養護に関わる方々に役立てていただき、また、皆さまからのご意見や問題などをお寄せいただいて、2012年は実践編としてさらに深めていく予定です」とのことです。

本の申し込みは「子どもの村福岡事務局」までお願いします。

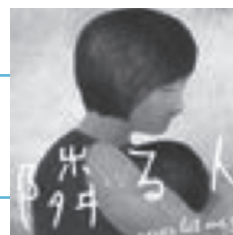
電話：092-737-8655 メール：fukuoka@cv-f.org

● おすすめの映画 ●



隣る人

2012年 85分 監督：刀川和也



埼玉県にある児童養護施設「光の子どもの家」。そこに暮らす子どもと職員の生活を追った映画だ。

「隣る人」は、「となるひと」と読む。何と読むのかと思わせることで、この映画に関心を持ってもらう狙いの半分は成功したのだろう。

映画上映後、監督はこう語った。「小舎制の施設は全体の2割です。この映画は、そのうちの一つの施設で寝食を共に暮らした8年間の記録です。日常の繰り返し、起きて、食事をして、学校に行って、帰って宿題をして、遊んで、夕食を食べて、風呂に入って、寝床で絵本を読んで、寝る。一緒に暮らして、撮影した記録です。ここは、子どもにとって最後の拠り所。暮らしを一緒にすることで、かけがいのない存在になっていく」と。

施設の課題は、虐待を受けた子のケアが中心とっていたそうだが、毎日の生活は日常の繰り返し。子どもにとって、心地よい日常なのか、拠り所のない日常なのか、見ているだけではなかなか分からない。だが、

何気ない日常の繰り返しの中からは、背負ったものはつかめないし、分からないだろう。それは、一緒に暮らしている、拠り所となる「隣る人」でないと、なかなか伝わってこない。

この施設では、責任担当制がとられ、1対1の養育が追及され、職員も施設で一緒に暮らす。こうした長年の積み重ねがあり、子ども同士の関係、子どもと職員の関係、子どもと実親、職員と実親とのやりとりがそのまま映し出される。

児童養護施設について全く知らなかったという監督が、映画という手段を使って感じた施設の姿が映し出されている。施設の現状を肯定的に見る人も、懐疑的に見る人も、施設や里親などにかかわっていない人が、児童養護施設を、社会的養護を必要としている子どもたちを、どう見ているかを知ることができる映画といえるでしょう。



オレンジと太陽

2010年 1時間46分 イギリス・オーストラリア合作
監督：ジム・ローチ



福祉の名のもとに、イギリスからオーストラリアに送られ、過酷な労働や虐待にさらされた子どもたち。この子らの家族を探すソーシャル・ワーカー、マーガレット・ハンフリーズと、かつての子どもたちの記録を描いた映画である。

養子の人たちをサポートする会が終わった時、マーガレットは一人の女性に「私は自分が誰か知りたいんです」と訴えられた。これが、イギリス、オーストラリアをめぐる児童移民の実態が明らかにされる端緒となった。

養子の会でも同じような話が出され、マーガレットが調べてみると、同じような境遇の人たちがたくさんいることが分かってきた。施設に預けられた子どもたちが、船でオーストラリアに送られた。「毎日太陽が輝いて、…毎朝オレンジをもちで食べる」と言われた子がいた。マーガレットは、オーストラリアとイギリスを往復し、彼らの話を丹念に聞き、家族探しを始めた。

新聞やラジオを通じて呼びかけ、マーガレットは、児童移民として送られた人達と出会い、子ども時代の話聞き続けた。家族の再会も始まった。そして子ども達が過酷な労働を強いられ、性的虐待を受けたカトリックの修道院をマーガレットは訪れた。そこで、寄り添い続けた児童移民をした人から「あんたは違う。俺達の涙を感じ取ってくれる。俺達のために闘ってくれる。俺達の味方だ。…あんたがいてくれる。俺が貰った最高の贈り物だ」と告げられた。

イギリスから送り出された子どもは、17世紀から1970年まで、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ジンバブエなど総数15万人に達する。イギリスからオーストラリアへは、約7000人、その半数が第2次大戦後の児童移民だ。慈善団体、教会、両政府が子どもを送り出していた。

なお、この映画撮影中の2009年にオーストラリア首相が、2010年にはイギリス首相が「児童移民」の事実を認め正式に謝罪している。

加藤 勝彦

全国里親会の動き

5月18日の評議員会で、任期満了に伴う理事・監事が選任されました。また、6月4日の理事会で会長、副会長人事が選任されました。

また、評議員の西川公明氏、飯田輝明氏から辞任届けがあり、5月8日に評議員選定委員会が開催され、後任の評議員が選任されました。

新会長の星野氏、前会長の廣瀬氏よりごあいさつをいただきました。



就任のご挨拶—前進する里親会へ

公益財団法人 全国里親会
会長 星野 崇

廣瀬会長がご高齢のために役職をご辞退され、後任として会長を引き受けることとなりました。

里親制度の大きな改革が始まった中で、このような大役を仰せつかったことは誠に不安であります。実力豊かな会長が続いた後で、私のような未熟者に引き継がせていいものかと、私よりもむしろ皆様に心配される方が多いのではないかと思います。精一杯務めていく所存でありますので、力強いご支援をいただきたく、よろしく願いいたします。

前会長は、行動する里親会を提唱されるとともに、里親制度改革の礎を創られました。今後も私たち後進の指導をお願いするために名誉会長となっていただきました。

全国里親会は渥美会長、廣瀬会長のもとで確実に前進し、また様々な変革も遂げてまいりましたが、昨年度の制度改革は大変大きく、施設や他の児童福祉関係者にも大きな影響を与えています。その中で里親の存在と重要性が再認識されています。

新制度の枠組みができたところで、そこに新しい精神を入れていかねばなりません。新しい酒は新しい革袋にという言葉がありますが、新しい革袋はできました。そこに入れる新しい酒は滋味豊かになるエキスを含んだ酒であってほしいものです。それによって新しい革袋の中で芳醇豊かな酒となるでありましょう。児童の権利、児童の最善の利益、などの基本理念を改めて学ぶ時期です。児童養育の両輪である里親と施設が共同で作業に当たることなどもこれから必要となるでしょう。それらによって新しい味わいが出てくるのではないのでしょうか。

激増する児童虐待、これは何を意味するのでしょうか。戦災孤児を育てることにはそれなりの意味がありました。暖かいご飯と寝具を提供し、大人になったら仕事ができる人に育てることです。虐待を受けた子どもを育てることにはもう一つの意味があります。暖かい心を提供し、大きくなったら周囲の人を幸せにする人に育ってもらうことです。戦災孤児にも暖かい心は必要でしたが、ごく自然な関係で十分でした。虐待を

受けた子には特にこのことを意識して養育に当たることが肝要と思います。

子どもはみな幸せに生きるために生まれてきました。里親はそのための一つの道具に過ぎません。決して里親のための制度ではなく、あくまでも児童が幸せになるための制度です。しかし里親の皆さんも子育てを通して、自らの子ども時代を振り返り、子どもの持つ美しい感性と価値観から多くのことを学んでください。子どもは天からの授かり物です。我が家に来た子の一人一人が社会に旅だてて行くのを見る都度、社会からお預かりして社会に返すことが子育てなんだなあと思うつくづく思います。

来年の9月に国際フォスターケア機構（IFCO）世界大会を大阪で開催します。社会的養護の一翼を担う家庭養護の健全な発展を推進するためには、重要な大会です。これは里親大会ではなく、里親支援大会です。アジアで初めて開かれることにも大きな意義があります。里親支援のあり方について多くの示唆が得られると思います。

IFCOは単なるお祭りではありません。世界大会というと、仰々しいイメージを持つ方もおられるでしょうが、式典重視の大会ではありません。単なる研修の場というわけでもなく、情報交換の場です。欧米では従来から家庭養護中心に児童の養育が進められていますが、里親制度を充実させるために、更なる里親支援を常に模索しております。その情報は私たちにも大いに参考となるでしょう。

IFCOにはもう一つの狙いがあります。ユースプログラムが用意されていることです。若者が自分たちで創ったプログラムの中で自分たちの存在意義とアイデンティティを確認する場でもあります。より正確に言うとIFCOは里親支援大会ではなく、里親子支援大会でもあります。

全国里親会の部屋は狭いですが、いつでも皆様に開かれています。行動する里親会から前進する里親会へと、手をつないで進んで行きたいと思っておりますので、関係者の皆様もよろしく願いいたします。

平成24年6月までの任期を終えて、廣瀬会長が高齢のため辞任されることになりました。退任のごあいさつをいただきましたのでご紹介します。



退任のごあいさつ

廣瀬 清蔵

里親に登録してからの50年間、皆様のご指導、ご支援をいただき、まことに感謝しております。

昭和30年に児童養護施設を開設すると決心をし、定員50人中40人の幼児をかかえる、幼児専門の児童養護施設を開設いたしました。

法人認可をとり、入所してきた児童のホスピタリズムを発見。養育者が変わらず、一貫しているという里親の優れた点を体験し、私自身が昭和34年に里親に登

録してから、以来、知的障害児を含め7人の子どもを私の家庭で育てました。

全国里親会では、理事を昭和61年から18年間、副会長を平成16年から6年、平成21年6月には会長に推薦され、会の活性化と組織の確立に向けて努力してまいりました。とくに財政面では、1000万円の会費を徴収できるようにし、自力で経営が成り立つよう基礎を築いたつもりであります。

私は、もう子どもを養育することはできない年齢になってしまいましたが、役員を辞めたあとも、自らの意思をつらぬき、里親登録者の一員として、これからもご協力させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、会長辞任のごあいさつとさせていただきます。

役員

役員	所属
(会 長) 星野 崇	当法人代表理事
(副会長) 木ノ内博道	千葉県里親家庭支援センター
御所 伸之	和歌山県里親会会長
(理 事) 寺山 正吉	北海道里親会連合会会長
笹原秀次郎	青森県里親会会長
小田切則雄	山梨県きずな会会長
欠田 長平	三重県里親会会長
河内 美舟	山口県里親会会長
藤本 忠嗣	高知県里親会会長
赤木 睦男	福岡県里親会会長
伊達 直利	全国児童養護施設協議会副会長
長井 晶子	全国乳児福祉協議会会長
監事	
外所 憲一	税理士
大内 善一	福祉新聞社 取締役

評議員

田中 貞美	札幌市里親会会長
伊藤 暉悦	秋田県里親会会長
小野 肇	千葉市里親会会長
前田 誠一	さがみの里親会会長
加藤 勝彦	全国里親会 編集委員
二飯田秀一	石川県里親会会長
宮川 長生	大阪市里親会会長
福谷 則枝	鳥取県里親会会長
長谷川 勇	香川県里親会会長
岩見 照也	熊本県里親協議会会長
若狭 一廣	日本ファミリーホーム協議会



「IFCO2013大阪世界大会」開催のお知らせ

里親の全国組織である公益財団法人 全国里親会は、里親やソーシャルワーカーなど各国の社会的養護の関係者が集う「IFCO2013大阪世界大会」を開催することとしました。

近年、家庭内虐待が多く発生し、また貧困を背景に、保護を必要とする子どもが増えています。こうした社会的養護については、国際的にはそれに代わる家庭を提供する家庭養護が一般的ですが、日本の場合は施設養護が9割を占める現状にあります。

厚生労働省は、家庭養護を推進するため、昨年「社会的養護の課題と将来像」を策定し、10数年後には里親などによる家庭養護を全体の3割まで高めようとしています。そのためには、里親家庭を増やすとともに、子どもを養育する里親家庭に対する支援体制の充実が必要です。

全国里親会は、こうした現状にあって、IFCO世界大会を開催することによって、各国の社会的養護のあり方を学び、情報交換をし、国内の家庭養護を推進すべく、環境を整えていきます。

IFCO2013大阪世界大会は、アジア地域では初めての開催です。

お問い合わせ

IFCO2013大阪世界大会実行委員会 (委員長 星野 崇)
 公益財団法人 全国里親会 東京都港区赤坂9-1-7-857
 電話 03 (3404) 2024 FAX 03 (3404) 2034
 E-mail info@zensato.or.jp

1 目的

子どもや若者、養育している里親、養育を支援する者が、国や立場を超えて出会い、情報交換し、共感し、学び合う

2 テーマ

『家庭養護の推進に向けて協働しよう』
 (Moving Forward Hand in Hand for Foster Care)

3 日程

2013年9月13日(金)
 ~ 16日(月：敬老の日)の4日間

基調講演 3~4テーマ

分科会 キーノートを7から9テーマ設定し、テーマ毎に10から20のワークショップに分け、それぞれ発表者を募集する。

4 場所

大阪国際交流センター
 (大阪市天王寺区上本町8-2-6)

IFCO (イフコ) はInternational Foster Care Organization (国際フォスターケア機構) の略で、子ども中心の社会的養護と家庭養護の促進、援助を目的とした世界で唯一の国際的ネットワーク機構です。1981年に組織され、60カ国以上に会員を擁しています。

IFCOの世界大会は、81年から隔年で開催されており、第16回大会は、2011年7月にカナダのヴィクトリアで開催され、日本からは52人の関係者が参加しました。

ブロック研修大会の 報告

全国里親会では、全国を地区ごとに8つのブロック（北海道、東北、関東甲信越静、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分け、毎年、研修大会が開かれています。研修大会は春から秋にかけて、各地で開催されますが、今号では5月から7月上旬までに開催されたブロックの研修大会の様子を紹介します。原稿と写真は、主催した里親会からお寄せいただきました。ご協力に感謝します。

中国地区大会（5月26日、27日）

第59回大会の会場は、島根県浜田市の浜田ワシントンホテルプラザと石中央文化ホールで、里親・里子・児童福祉関係者など、200人を超える参加がありました。今回は、里親だけでなく里子も参加主体となれるよう、研修会に加え、初めて里子のレクリエーションを企画しました。子どもたちは、会場に近い水族館「アクアス」のバックヤードを含む観覧と「世界こども美術館」での工作活動などに、2日間にわたって延べ66人の参加がありました。

1日目には、全国里親会の御所伸之副会長が、国による「里親委託ガイドライン」の策定や、社会的養護専門委員会から出された「社会的養護の課題と将来像」の報告、さらに「里親及びファミリーホーム養育指針」などに触れ、里親制度に関連する昨年からの今年にかけての大きな動きについて、情勢報告をくださいました。

特別講演では、「養子と里親を考える会」の理事をされていた千葉大学の中川良延名誉教授から、「社会的養護における里親の役割」と題してお話をいただきました。国が打ち出した「里親委託優先の原則」

について、国際比較から見て遅すぎること、そして施設の小規模化等の必要性など、家庭養護への移行を積極的に進めることが述べられました。また、子どもの自立支援計画の策定については、児童相談所に対して、里親との合意のもとに委託の前に文書化する取組みを強く求められました。

分科会終了後は懇親会を開催し、島根県西部の伝統芸能である「石見神楽」を地元社中に演じていただき、参加された皆さんの親睦・交流に花を添えてもらいました。

2日目は、各県からの事例発表をいただきました。里子との育ち合いや地域とのかかわりの中で、それぞれ得られた喜びについてお話しいただき、会場の皆さんに共感の輪が広がったようでした。

分科会報告では、3つの分科会それぞれに有意義な意見交換がされたことが報告されました。しかし、分科会ごとの人数が多かったため、多くの方に発言いただくことができませんでした。今後の改善課題として、次期開催地の山口県に引き継ぎたいと思います。（島根県益田地区里親会事務局 山本）



東海・北陸地区大会（6月9日、10日）

本年度の東海・北陸ブロック里親研究大会は、「みんな家族～家族っていいな～」をメインテーマとして、三重県伊賀市において6月9日と10日の2日間で開催しました。

これまでは里親会加入の里親及び児童相談所職員などの里親関係者を中心に開催をしていました。しかし、今回は社会的養護の当事者で茨城県高萩市長である草間吉夫氏が三重県に初めてお越しただけということで、記念講演会を里親制度の普及啓発及び社会的養護に対する理解を深めていただくため、参加費を無料にして会員以外にも広く参加を呼びかけました。

当日は、三重県副知事、開催地である伊賀市の内保市長、名張市の亀井市長をはじめ、里親制度にご理解をいただく大勢の三重県議会議員、伊賀市と名張市各市議会議員の皆様にもご参加いただきました。

草間吉夫高萩市長による記念講演会「ひとりぼっちの私が市長になった」では、500人を超



える大勢の方が耳を傾けました。

また、全国里親会の御所副会長には基調報告だけではなく、懇親会や翌日の分科会にもご参加いただきました。気さくに参加者の方々の質問にお答えいいただきましたこと、本当に感謝いたしております。

2日目の分科会では、みんなが参加できる分科会を目指し、6分科会による少人数で活発な意見交換を行えるように企画を行いました。時間については過去のアンケートで「もう少し時間があれば」という意見があったことを考慮し、2時間30分の設定で行いました。各分科会とも多くの発言や意見が飛び交い、それぞれのテーマで研究・学習を深めました。最後に、全体会でアピール案を採択し、すべての日程を終了しました。（三重県里親会事務局 奥野敏）



近畿地区大会（7月7日）

今年度の研修会のコンセプトとして、できるだけ多くの方に参加してもらいたい。そのためには魅力ある会、豊富な研修内容にしないといけないと思いました。また、近畿地区研修会も他地区同様、今後は1泊2日の研修にもっていきたい。そのためにも、内容が問われた研修会でした。

基調講演は、NPO法人「日向ぼっこ」理事長・渡井さゆりさんの「元子ども声から養育を考えましょう」。午後の分科会では5つの分科会を設け、コモンセンス・ペアレンティング、里ママ会の活動、新米里親さんへの寄り添い、里親支援のあり方、そして、里子の声を聞くというものでした。

渡井さんの講演は、子ども時代の壮絶な生きざまが生々しく語られ、会場は物音一つ聞こえないほど静まり返っていました。その中で、「親に育てられない子どもがいるから」よりも“子ど



も育てられない親がいるから”社会的養護が必要だと考えてほしい。親への支援が必要だと考えている」との発言には、私も日頃考えていることと同じ思いで、特に共感しました。

5つの分科会はそれぞれ違う角度からの研修で、参加者アンケートには満足された様子がつづられていたので、ホッとしています。どれも魅力ある分科会でしたので、1つしか参加できないのが残念でした。心残りを埋めるためにも、近畿地区でも2日間をかけて2つの分科会に参加できるようになればいいなと思っています。

（兵庫県里親会連合会会長 松山清）



関東甲信越静地区大会（7月7日、8日）

第58回関東甲信越静里親研究協議会埼玉大会は、さいたま市民会館うらわと浦和ロイヤルパインズホテルを会場に、2日間にわたって開催されました。テーマは「ともに生き、深めよう絆、つながろう社会～里親家庭がしあわせになるために必要なエッセンス～」です。里親・里子・関係機関を含めた約500人の参加者を、約130人のスタッフ（埼玉県職員と里親）とボランティアが迎えました。

1日目は式典に続き、医師で作家でもある鎌田實氏による「絆 一絆のカタチにはいろいろあっていい」というテーマでご講演いただきました。ご自身の体験を交え、里親にとっては、大変励みになる内容でした。

その後の5分科会では、「地域の理解と子育て支援」「里親家庭と学校とのかかわり」「児相、施設、里親三者の連携支援への具体化」「障害児童の受託と措置解除後の問題」「高学齢児（中高生）からの受託」という各テーマと、中高生のための特別分科会に分かれました。助言者の声に耳を傾けたり、質疑応答など、「2時間では短すぎる」という感想が出るほど、非常に熱心に研修が行われました。

保育プログラムに参加した小学生以上の子どもたちは「鉄道博物館」へ、そして小さな子どもたちは保育士さんや学生さんと、事故や怪我もなく楽しく過ごしました。

夕食を兼ねた交流会では、他都県市の方々と意見交換や親睦を深め、また夜8時からのナイトセッションでも各グループに分かれ、熱心な意見交換が行われ、1日目が全て終了したのは午後10時30分を回っていました。

2日目は基本テーマに沿った内容での4人の元里子の体験発表を基にしたシンポジウム、その後の全体会では全国里親会への要望事項の決定と、来年間

催される横浜大会の概要が発表されました。

里親参加者からは、「誰にでも家庭、親のようなものがとても大切であること、改めて心に刻みました。子どもに真剣に向き合っていきたい」、また、施設関係者からは、「子どもたちが施設で育つより、里親家庭で育てられることを願っている」という感想が寄せられ、多くの施設関係者、行政関係者の参加からも、里親制度への関心の高さを改めて感じました。詳しい内容は、秋頃発行予定の報告書をご覧ください。

来年度以降も引き続き、里親制度のさらなる発展に向けて、この制度に関わるすべての方々にご協力をお願い申し上げます。

（社団法人埼玉県里親会事務局 仲田晶子）



編集後記

●里親経験のない人が里親のことをどのように考えているのかという調査が行われました。施設経験のない監督が児童養護施設の生活を描く映画を制作しています。こうした活動にも目を配り、里親や施設の現状、子どもの置かれている姿を見守り続けたいと思います。（加藤）●IFCO世界大会を来年大阪で開催することになった。アジア地区では初めてのことで、社会的養護の分野で世界大会を開催するのも初めてだろう。保護の必要な子どもに家庭を提供する活動がさらに広がり、それを支援する体制も充実する契機になればいい。（木ノ内）●今回の特集は「受診券」です。私は当事者ではないため、何も知らない状態からの取材でした。でも、全国里親会や日本ファミリーホーム協議会のメーリングリスト等を通して、多くの意見、アドバイス、ご助言をいただき、本当に助かりました。お礼を申し上げます。（村田）

里親だより 第93号 発行日 平成24年8月15日 発行：公益財団法人 全国里親会
 発行人：星野 崇 編集人：木ノ内 博道 編集委員：加藤 勝彦・村田 和木
 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp